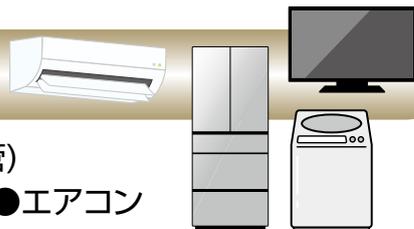


市では収集・処理しないもの

家電リサイクル法対象品

家電リサイクル法対象の家電製品は、法律によって処理が定められています。定められた方法にしたがって処分してください。

対象となるもの



家電4品目

- テレビ(有機EL・液晶・プラズマ・ブラウン管)
- 洗濯機・衣類乾燥機
- 冷蔵庫・冷凍庫
- エアコン

処分する人が支払う料金

リサイクル料金 + 収集・運搬料金

- ① 自ら指定引取場所に持ち込む場合、収集運搬料金は必要ありません。
- ② 収集・運搬料金は依頼される業者によって違います。
- ③ リサイクル料金は、メーカーや規格、大きさによって料金が異なります。

処分方法

1 買い替えの場合

買い替えをするお店に、引き取りを依頼してください。販売店には引き取り義務があります。

2 処分だけをする場合

購入店がわかる場合

購入店に依頼してください。
引き取り義務があります。

購入店がわからない場合

- 安来市一般廃棄物許可業者または、家電リサイクル協力店に依頼する
または、
- 自分で指定引取場所に持ち込む
 - ① 郵便局でリサイクル料金を振り込む
 - ② 指定引取場所に持ち込む

指定引取場所



日ノ丸西濃運輸株式会社 松江支店
松江市東出雲町出雲郷1637-1 TEL:0852-52-4111



日ノ丸西濃運輸株式会社 米子支店
鳥取県米子市流通町430-2 TEL:0859-39-3939

問い合わせ

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
TEL:0120-319-640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

市では収集・処理しないもの

パソコン

家庭で不用になったパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、メーカーによるリサイクルが行われています。市では受け取りません。

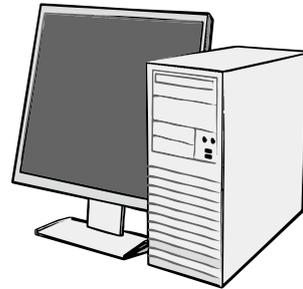
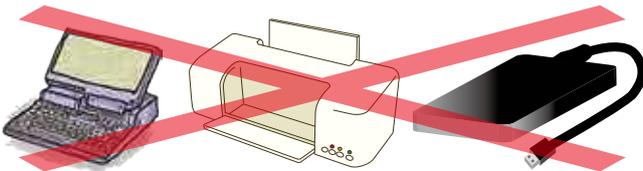
どんなもの

- ノートパソコン
- デスクトップパソコン本体・購入時付属品としてついていたキーボード・マウス、スピーカー、ケーブルなど
- 液晶ディスプレイ
- 液晶ディスプレイ一体型パソコン



対象外

プリンター、ワープロ、外付けHDD、別購入したキーボードなど



費用

平成15年10月1日以降に購入したもの(PCリサイクルマーク表示あり)は、メーカーが無償で回収します。



平成15年10月1日以前に購入したもの

リサイクル料金がかかります。支払い方法はメーカーにお問い合わせください。

処分方法

- ① 処分するパソコンのPCリサイクルマークの有無、メーカーを確認ください。
- ② 対象機器のメーカーに電話、またはインターネットなどでお申し込みください。回収するメーカーがない、自作のパソコンなどメーカーが判断できない場合は、「パソコン3R推進協会」にお申し込みください。申し込み後、郵送伝票が送られてきます。

パソコン3R 推進協会 / TEL:03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp/>

- ③ 郵送の手続きを行います。自ら梱包し、伝票を貼り付けます。郵便局に戸口集荷(引取に来てもらう)、または、最寄りの郵便局へ持ち込みます。

専門業者に頼むもの

有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭のあるものなど市の施設で管理及び処理作業に支障をきたす恐れのあるものは、市で処理できません。処分方法は、購入先、販売店、専門業者にご相談ください。

(令和7年2月現在)

● 消火器



会社名	所在地	電話番号
株式会社いない 安来飯島店	安来市飯島町468番地1	23-1811
有限会社中村商店 旭町事業所	安来市広瀬町広瀬1775番地2	32-2006
株式会社永惣 安来給油所	安来市安来町888番地	22-3721

問い合わせ

消火器リサイクル推進センター TEL:03-5829-6773
9:00~17:00(土日祝休日および12:00~13:00を除く)

● タイヤ



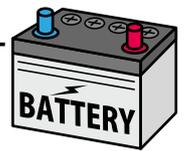
● 自動2輪車

二輪車リサイクル
コールセンター
TEL:050-3000-0727



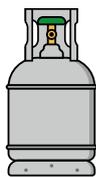
● 車用

鉛バッテリー



● ガスボンベ

※販売店へ返却
して下さい。



● 薬品、 農薬など



● 機械油、エンジンオイル、
ガソリン、灯油、塗料、
成分不明なもの



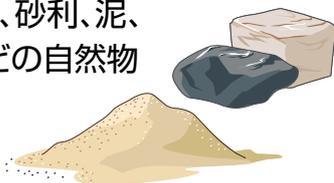
産業廃棄物

事業(一般家庭以外)から排出されるごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。事業系一般廃棄物は市で処理しますが、産業廃棄物は市では処理できません。産業廃棄物は産業廃棄物処理業者などに委託してください。

産業廃棄物について 松江保健所 TEL:0852-23-1313

その他 (市の施設では受け入れしないもの)

● 土、砂、砂利、泥、 石などの自然物



● ソーラーパネル、温水器、
システムキッチン、流し台、
シンクなど住宅設置設備は
取り扱い事業者処理を依
頼してください。



市では収集・処理しないもの

ごみの運搬を依頼するには

市内の一般廃棄物の収集・運搬は、市の許可業者以外に依頼することはできません。

事業系一般廃棄物や引っ越しや遺品整理等で発生した多量のごみなどを、自ら施設まで搬入することができない場合は、次の事業者へ依頼してください。事業者によって運搬料金は異なります。

(令和7年2月現在)

事業者名	所在地	電話番号	地域	備考
(有)アビットクリーン	安来市飯生町802-1	22-1420	市内全域	
(株)コウエイサービス	安来市門生町1065-8	22-4566	市内全域	
(有)トータルクリーン	安来市西赤江町643	28-9400	市内全域	
(有)宮本商店	安来市安来町1075-10	22-3812	市内全域	
長谷川清掃	安来市伯太町未明213	37-1587	市内全域	
(株)濱田産業	安来市伯太町赤屋1-1	38-0338	市内全域	
(株)コーケン	安来市下坂田町290-5	23-7340	市内全域	草・木くず限定
三光(株) 安来支店	安来市下坂田町290-5	27-7705	市内全域	家電リサイクル対象品限定
(有)海老田金属	鳥取県米子市上福原1329-13	0859-33-1534	伯太地域	

し尿の収集を依頼するには

し尿収集・運搬許可業者は、それぞれ担当地区が決まっています。地区の担当業者に直接、電話等でお申し込みください。

事業者名	所在地	電話番号	地域
(有)トータルクリーン	安来市西赤江町643	28-9400	安来地域、広瀬地域
(有)安来清掃社	安来市赤江町90-6	28-6711	安来地域、伯太地域
(有)米子清掃 安来営業所	安来市安来町1827	22-2974	安来地域

防ごう!不法投棄



不法投棄を見かけたら

市では不法投棄対策として、関係機関と連携したパトロールの実施、監視カメラの設置などを行っています。しかしながら、一部の心無い人による不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、土壌・水質汚染などの公害問題を発生させ、私達の健康や生活にも悪影響を及ぼす可能性があります。



不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます

罰 則

**5年以下の懲役もしくは
1,000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金、又はこれの併科**

不法投棄を発見したら

不法投棄を発見した場合は、投棄物をかまわず、警察または土地の管理者、環境政策課まで連絡をしてください。その際に現場の状況(いつから、どこに、どれくらい、どんな物が)や不法投棄を行った車のナンバー、車種等わかる範囲でご連絡をお願いします。

不法投棄物の処理責任について

不法投棄は、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者が管理者責任によって自ら処分をしなければなりません。不法投棄を放置しておく、さらなる不法投棄を誘発し、良好な生活環境を阻害する恐れがあります。

土地の所有者や管理者の方は日頃から、不法投棄されないよう、清潔で適切な管理を心がけ、不法投棄への防止対策を講じておきましょう。

野焼きは法律で禁止されています

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます

野焼き(野外焼却)は、ダイオキシン類(ビニールなどを燃やした時に出る有害物質)対策のため、平成13年4月1日から、一部の例外を除いて、野外での廃棄物の焼却が禁止されています。

違法な野外焼却を行った場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます。

罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金、又はこれの併科

野外焼却とは

畑や空き地など野外で廃棄物を焼却する行為のことです。庭木の焼却、地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶や簡易家庭用焼却炉での焼却もこれに該当します。



例外として認められているもの

例外で認められているもの	該当例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者が河川管理のために伐採した草木等の焼却、海岸管理者が海岸管理のために回収した漂着物等の焼却など。
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時や災害復旧時の木くず等の焼却、凍霜害防止のための稲わら等の焼却、火災予防訓練時の模擬火災等の焼却、道路管理者が道路管理のために剪定した草木等の焼却など。
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	とんど焼きや地域の行事における不用となった門松やしめ縄等の焼却、お焚き上げにおける不用となったお守りや人形等の焼却、キャンプファイヤー、寺院における不用となった塔婆の焼却など。
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が農地管理又は害虫駆除のために行う稲わらや農作物残さ又はあぜ道や用排水路等を除草した刈草等の焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物や流木等の焼却など。(造園業や植木屋等は、農業や林業に含みません。)
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	軽微な落ち葉などの焼却、風呂炊きや暖をとるための薪の焼却など。

❗ 例外行為を行う場合は、安来市消防本部(TEL:22-0119)までご連絡ください。

違法な野外焼却を見かけたら

生活ごみを燃やすなど違法な野外焼却を見かけたら、警察または環境政策課までご連絡をお願いします。

市の支援制度

活用ください
市の支援制度

集積所設置を補助します

自治会でごみ集積所を設置(整備)される場合に補助金を交付します。

使用される世帯数によって補助金額の上限が決まっています。その他、対象となる経費など条件がありますので、必ず事前にご連絡ください。

補助率:設置整備費1/2 ※上限あり



ボランティア清掃

個人・団体などで、道路や河川などの公共の場所を清掃される際、ごみの回収を支援しています。実施される前に環境政策課までお申し込みください。

啓発看板の配布

不法投棄や犬の飼い方マナー向上を目的とした啓発看板を配布しています。看板の設置、設置後の管理は設置者でお願いします。

災害ごみの施設搬入

火災、水害など被災による建物や家財の処理について、手数料の免除規定があります。免除を受けるには罹災証明が必要です。

出前講座

自治会などを対象に皆さんの元に出向き、安来市のごみに関する出前講座を行います。分別の仕方からごみ処理のゆくえまでご希望のテーマに応じて開催します。お気軽にご相談ください。

市の処理施設の見学

概ね10人ぐらいの団体等を対象に市の廃棄物処理施設の見学を受け入れています。

問い合わせ 環境政策課 TEL:23-3100